〇役員等の給与に関する規程
昭和 54 年６月５日協会規程第４号
改正
昭和 55 年２月 28 日
昭和 56 年 12 月１日
昭和 61 年３月 26 日
平成元年 12 月８日
平成４年 12 月４日
平成６年１月１日協会規程第 10 号
平成６年３月 22 日協会規程第 16 号
平成７年 12 月 22 日協会規程第９号
平成８年３月 27 日協会規程第４号
平成 13 年３月６日協会規程第４号
平成 21 年 11 月 26 日協会規程第 11 号
平成 22 年 11 月 30 日協会規程第９号
役員等の給与に関する規程
（趣旨）
第１条　この規程は、長野県信用保証協会（以下「協会」という。）の役員等の給与及び退職慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。
（常勤の役員の給与）
第２条　常勤の役員に支給する給与は、報酬、通勤手当及び期末手当とする。
２　長野県からの出向役員に支給する給与は、前項の規程にかかわらず長野県職員の例による。
（常勤の役員の給与の額）
第３条　常勤の役員の報酬月額は、別に理事会で定める。
２　常勤の役員の通勤手当の支給額は、給与規程（平成６年協会規程第５号）の各相当規定を準用して算出される額とする。
３　常勤の役員の期末手当の支給額は、支給日における報酬月額（報酬月額にその額の 100 分の 45 相当額を加算した額）に、６月支給分及び 12 月支給分それぞれに 100 分の 172 を乗じた額とする。
第４条　削除
（常勤の役員の給与の支給）
第５条　常勤の役員の給与の支給条件、支給方法及び支給日については、協会の職員の例による。
（非常勤の役員等の給与）
第６条　非常勤の役員、審査委員会の委員等（以下「非常勤の役員等」という。）

に支給する給与は、報酬とする。
２　非常勤の役員等の報酬の額は、別表に掲げる額とする。
３　前２項に規定するほか、非常勤の役員等の給与の支給に関し必要な事項は、会長が定める。
（退職慰労金）
第７条　常勤の役員が退職した場合は、退職慰労金を支給するものとする。
２　非常勤の役員で、協会の事業に特に功労があった者が退職した場合は、理事会の議決を経て、退職慰労金を支給することができる。
３　長野県からの出向役員が退職した場合は、前２項の規定にかかわらず退職慰労金は支給しないものとする。
（退職慰労金の額）
第８条　常勤の役員が退職した場合に支給する退職慰労金の額は、その者の退職の日における報酬月額に、その者の在職月数を乗じた額の 100 分の 25 相当額とする。
２　前項の在職月数は、その者が常勤の役員になった日の属する月から退職の日の属する月までの月数とする。
（退職慰労金の支給）
第９条　前２条に規定するほか、退職慰労金の支給に関し必要な事項は、会長が定める。
附　則
１　この規程は、昭和 54 年６月５日から施行し、昭和 54 年６月１日から適用する。
２　非常勤役員等の報酬に関する規程（昭和 52 年５月 13 日施行）は、廃止する。
附　則（昭和 55 年２月 28 日）
この規程は、昭和 55 年２月 28 日から施行する。
附　則（昭和 56 年 12 月１日）
この規程は、昭和 56 年 12 月１日から施行する。
附　則（昭和 61 年３月 26 日）
この規程は、昭和 61 年３月 26 日から施行する。
附　則（平成元年 12 月８日）
この規程は、平成元年 12 月８日から施行する。
附　則（平成４年 12 月４日）
この規程は、平成４年 12 月４日から施行し、平成４年４月１日から適用する。
附　則（平成６年１月１日協会規程第 10 号）
この規程は、平成６年１月１日から施行する。

附　則（平成６年３月 22 日協会規程第 16 号）
この規程は、平成６年４月１日から施行する。
附　則（平成７年 12 月 22 日協会規程第９号）
この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成８年３月 27 日協会規程第４号）
この規程は、平成８年４月１日から施行する。
附　則（平成 13 年３月６日協会規程第４号）
この規程は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　則（平成 21 年 11 月 26 日協会規程第 11 号）
この規程は、平成 21 年 12 月１日から施行する。
附　則（平成 22 年 11 月 30 日協会規程第９号）
この規程は、平成 22 年 12 月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。